

改正障害者差別解消法の施行に向けた意見交換

1 これまでにいただいた主なご意見

これまでに、検討事項や課題について、障害当事者や障害者関係団体から、以下のご意見をいただいております。

①「不当な差別的取扱い」を無くすための更なる取組

- ・当事者がもっと色々な場で発言し、福祉計画の策定や取組に参画していく。
- ・当事者が生きづらさや不安を感じた時、すぐ相談できる窓口があれば、知らずに差別を受けることはないと思う。相談窓口をきちんと知らせることが必要と思う。

②民間事業者への「合理的配慮の提供の義務化」の周知

- ・「障害を理由とする差別」、「合理的配慮の提供」の理解と必要性を学習してもらい機会を設けるとよい。
- ・民間事業者の職員を、「障害者差別相談員」として育成し、事業所の相談窓口とするとよい。

③合理的配慮事例の収集及び情報提供

- ・事業者に対し「合理的配慮」の学習会を開催し、グループワークで提供事例を紹介しあってもらってはどうか。
- ・合理的配慮とはどういうものか、広く県民の意見を募ってもいいのでは。

④障害当事者、事業者双方からの相談への対応

- ・地域相談員の周知がされず、相談先がわからない人が多い。広報でも年1回の掲載ではなく、常に分かるようにしてほしい。
- ・事業者は相談できることも、相談先もわからない。相談窓口の周知も含め、相談体制を考えることが必要。

⑤その他

- ・小規模な事業者は、スロープなども整備できないところもある。
- ・商店や駅の無人化は、合理的配慮に逆行している。セルフレジや無人券売機は障害者には使いづらい。

- ・これからは、地域の支え合いが大切であり、地域での生き方が課題となってくる。

2 県の取組状況等

○民間事業者への「合理的配慮の提供の義務化」に向けた周知活動

- ・事業者団体への協力依頼

合理的配慮の提供の義務化について、各事業者団体に協力を依頼し、各団体のHPや会報誌へ掲載をしていただきました。

- ・県民への周知用にリーフレット作成

市町村、合同庁舎へ配架依頼をしました。

○相談窓口の周知

- ・市町村依頼

今後相談が増えることが見込まれるため、地域相談員について、定期的に各市町村の広報誌への掲載や、ポスターなどを活用した周知活動の依頼をしました。